

## 総合評価落札方式について（都市緑化植物園外壁改修その他工事）

### 1 総合評価落札方式

#### (1) 落札者候補者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」、「技術提案」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

#### (2) 総合評価の方法

##### ア 評価値の算定方法

評価値は入札価格が予定価格の制限の範囲内である者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

##### イ 配点

標準点100点を付与するものとし、加算点の最高点は24点とする。

(3) 評価の基準

ア 企業の技術力

評価基準		配点		満点
企業の施工能力	官公庁発注の過去10か年度（平成18年度から27年度）の同種工事の施工実績 ＊元請として（JV工事も含む。）の施工実績数を評価する。 ＊同種工事とは建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく建築工事業の工事とする。 ＊契約金額4,000万円未満の工事は、加対象としない。 ＊JV工事は、出資割合20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。	同種実績2件以上	2	2点
		同種実績1件	1	
		同種実績なし	0	
	春日井市発注の過去5か年度（平成23年度から27年度）の工事成績 ＊春日井市が法の規定に基づく建築工事業の工事として発注した工事の、春日井市工事成績評定による採点の平均点を評価する。 ＊JV工事は加対象としない。	78点以上	3	3点
		78点未満75点以上	2	
		75点未満72点以上	1	
		上記以外	0	
	官公庁発注の過去10か年度（平成18年度から27年度）における優良工事表彰 ＊JV工事は、出資割合20%以上の場合、実績とみなす。	2件以上あり	2	2点
		1件あり	1	
		なし	0	
ISO9000シリーズ認証取得の有無 ＊契約先となる本店が認証されていること。	あり	1	1点	
	なし	0		
配置技術者の能力	官公庁発注の過去10か年度（平成18年度から27年度）の同種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人の施工実績 ＊元請として（JV工事も含む。）の工事について、配置技術者となる主任（監理）技術者又は現場代理人の施工経験を評価する。 ＊同種工事とは法の規定に基づく建築工事業の工事とする。 ＊契約金額4,000万円未満の工事は、加対象としない。 ＊JV工事は、出資割合20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。 ＊現在属していない企業での実績も認める。 ＊技術資料等提出後の配置技術者の変更は認めない。	同種実績2件以上	2	2点
		同種実績1件	1	
		同種実績なし	0	
	春日井市発注の過去5か年度（平成23年度から27年度）の主任（監理）技術者又は現場代理人の工事成績 ＊春日井市が法の規定に基づく建築工事業の工事として発注した工事について、配置技術者となる主任（監理）技術者又は現場代理人の工事成績（春日井市工事成績評定による採点）を1件評価する。 ＊現在属していない企業での実績も認める。 ＊JV工事は、代表構成員の場合のみ実績とみなす。 ＊技術資料等提出後の配置技術者の変更は認めない	78点以上	3	3点
		78点未満75点以上	2	
		75点未満72点以上	1	
		上記以外	0	

イ 企業の信頼性・社会性

評価基準		配点		満点
地域精進度・地域貢献度	過去5か年度（平成23年度から27年度）の市内でのボランティア活動の実績 * 企業として行った活動を対象とする。	実績あり	1	1点
		実績なし	0	
	障がい者の雇用率 * 公告日現在の障がい者の雇用率を評価する。	2%以上	1	1点
		2%未満	0	
	市内在住者の雇用率 * 入札参加資格審査申請書提出時の常勤従業員数に対する平成28年1月1日現在の春日井市内在住の従業員数の雇用率を評価する。	50%以上	1	1点
		50%未満	0	
	災害協定締結の有無 * 技術資料等の提出期限現在、春日井市との間で締結した災害協定（加入している建設業関係団体を含む。）の有無を評価する。	締結あり	1	1点
		締結なし	0	
	協力雇用主登録の有無 * 公告日の前日時点、春日井保護区協力雇用主会への登録の有無を評価する。	登録あり	1	1点
		登録なし	0	

ウ 技術提案（簡易な施工計画）

評価項目	評価基準	加算点
<p>簡易な施工計画</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>緑と花の休憩所(植物園棟)の改修工事における、品質確保に配慮した施工管理方法をつぎのA、B、Cの分類について、それぞれ記載すること。</p> <p>A 外壁複層塗材改修</p> <p>B 建具周囲及びガラス留シーリングの打替</p> <p>C 屋根シート防水改修</p>	<p>本工事は、全面ガラス張部分を有する植物園棟の改修工事である。建物の特徴から、改修工事完了後は、雨漏りなどの補修が非常に困難であるうえ、多種別、多数量の施工となるため、品質確保に対する配慮が特に必要である。</p> <p>確実に実施でき、品質確保に配慮した、使用材料、技能・管理資格者等の配置、又は試験・検査に関する施工管理方法が、具体的で、かつ、履行確認できる場合に評価する。</p>	<p>6点: 確実に実施でき、品質確保に配慮した施工管理方法に関し具体的な提案事項が5項目以上明記されている。</p> <p>3点: 確実に実施でき、品質確保に配慮した施工管理方法に関し具体的な提案事項が3から4項目明記されている。</p> <p>1点: 確実に実施でき、品質確保に配慮した施工管理方法に関し具体的な提案事項が1から2項目明記されている。</p>

## 2 総合評価技術資料申請書等の提出

制限付き一般競争入札に参加申込みをした者は、加算を受けるため必要となる書類を次のとおり作成し、平成28年9月15日（木）午後4時までに持参又は郵送（必着）で提出すること。提出された書類は、申請者に返却しない。

### (1) 総合評価技術資料申請書及び関係書類

総合評価技術資料申請書を表紙とし、加算を受けようとする項目のみ提出するものとする。

評価項目		提出書類等
企業の施工能力	官公庁発注の過去10か年度と同種工事の施工実績	工種・工法など工事内容を確認できるもの及び施工実績を確認できるもの（工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）
	春日井市発注の過去5か年度の工事成績の平均点	提出するものなし
	官公庁発注の過去10か年度における優良工事表彰	確認できるものの写し
	ISO9000シリーズ認証取得の有無	認定書の写し
配置技術者の能力	官公庁発注の過去10か年度と同種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人の施工実績	施工実績及び配置技術者が当該工事に従事したことが確認できるもの（工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）
	春日井市発注の過去5か年度の主任（監理）技術者又は現場代理人の工事成績	施工実績及び配置技術者が当該工事に従事したことが確認できるもの（工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）
地域精通度・地域貢献度	過去5か年度の市内でのボランティア活動の実績	確認できるものの写し
	障がい者の雇用率	障害者雇用状況報告書の写し又は障がい者雇用状況申請書（あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の「入札情報サービス」の「入札公告」に掲載）
	市内在住者の雇用率	提出するものなし
	災害協定締結の有無	確認できるものの写し
	協力雇用主登録の有無	提出するものなし

### 提出場所

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5-44

春日井市総務部総務課

(2) 技術提案資料

参加申込みをした者は必ず提出するものとする。

課題	<p>緑と花の休憩所(植物園棟)の改修工事における、品質確保に配慮した施工管理方法をつぎのA、B、Cの分類について、それぞれ記載すること。</p> <p>A 外壁複層塗材改修</p> <p>B 建具周囲及びガラス留シーリングの打替</p> <p>C 屋根シート防水改修</p>
工事の特徴及び 課題の説明	<p>■工事の特徴</p> <p>本工事は、全面ガラス張部分を有する植物園棟の改修工事である。建物の特徴から、改修工事完了後は、雨漏りなどの補修が非常に困難であるうえ、多種別、多数量の施工となるため、品質確保に対する配慮が特に必要である。</p> <p>■課題の説明</p> <p>品質確保に配慮した施工管理方法は、使用材料、技能・管理資格者等の配置、又は試験・検査に関する項目について提案すること。</p> <p>課題に対して、Aについては2提案まで、Bについては2提案まで、Cについては2提案までで、合計6提案まで記載することができる。</p> <p>また、同一分類で2提案を超過した場合は、記載順に2提案までの内容で評価するものとする。</p>
発注者が設定している標準案	設計図書及び平成 25 年版公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)による。
記述上の注意	<p>① 「標準案どおり」のみの記載等、課題に対して具体的な提案のない記載の場合は、入札参加資格を認めない。(なお、課題における複数の分類のうち、提案のない分類があった場合でも、入札参加資格を認めるものとする。)</p> <p>② 技術提案は確実に実施できる内容であること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・関係機関協議が必要な提案、「～の場合」「出来る限り」といった条件付の提案、及び履行の確認ができない提案は評価しない。</li><li>・優れた提案であっても、過大なコスト負担のかかる技術提案は、評価しない。</li></ul> <p>③ 工事内容を十分に把握した上で、「現地に即して品質確保に配慮した方法が、具体的で、かつ、履行確認できる」提案とすること。</p> <p>④ 技術提案は、6提案までとし、1つの提案と同種の複数の提案があった場合でも1提案として扱うものとする。また、1つの提案番号に複数の提案があっ</p>

	<p>た場合でも1提案として取り扱うものとする。</p> <p>⑤ 記述は、技術提案資料(提出用)に6提案までを合計 A4 用紙2ページ以内に収めること。また、規定ページ数を超えた部分の評価はしない。</p> <p>⑥ 説明図等を A4 用紙2ページ以内に収め、提出すること。説明図のページ数には⑤の技術提案資料(提出用)のページ数は含めない。また、規定ページ数を超えた部分の評価はしない。</p>
--	---

#### 提出場所

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5-44

春日井市総務部総務課